

公 告

限定公募型指名競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

三朝町長 松 浦 弘 幸



1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 三朝町交流拠点施設改修工事
- (2) 工事場所 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬
- (3) 工事内容 三朝町交流拠点施設改修工事（以下「本件工事」という。）は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、三朝町交流拠点施設の改修工事を実施するものである。
- (4) 本件工事の構造、規模等
改修対象建築物：RC造3階建、昭和42年建築（昭和56年増築）、延床面積3,070.93㎡
改修工事（1階及び2階）
建築工事：1式
電気設備工事：1式
機械設備工事：1式
- (5) 工 期 本契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- (6) 施工制限 施設利用者に支障となる騒音、振動及び異臭が発生する作業は、協議により指定した日時に実施する。
- (7) 予定価格 金106,029,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な条件及び資格等

本件工事に係る入札参加申請書の提出ができる者は、共同企業体とし、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体は、2者以上による自主結成とする。
- イ 共同企業体の構成員は、三朝町に三朝町公共工事等に係る指名競争入札執行要領（平成13年三朝町訓令第1号）第3条に基づく、令和7・8年度の入札参加資格申請書に建築一般工事を希望提出し受理された者（以下「資格者」という。）かつ令和7・8年度の鳥取県建設工事入札参加資格認定通知書（鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第13条による通知書）（以下「通知書」という。）における格付工種が建築一般で格付等級がA級の1者、及び資格者で三朝町建設業協会の会員1者以上とする。

ウ 共同企業体の各構成員の出資比率は、2 者の場合にあっては30%以上、3 者以上の場合にあっては20%以上とする。

エ 共同企業体の代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者を代表構成員とすることができる。

オ 共同企業体の各構成員は、本件工事の入札において他の共同企業体の構成員となることのできない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 政令第167条の11において準用する同令第167条の4の規定に基づく三朝町の入札参加制限を受けていない者であること。

イ 共同企業体の構成員は、鳥取県倉吉市又は鳥取県東伯郡内に本店（本社）を有する者とする。

ウ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの間に、三朝町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成9年三朝町告示第42号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

鳥取県倉吉市福庭町1丁目378番地

有限会社 井手添建築設計事務所

(3) 共同企業体の代表構成員の資格

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 通知書における建築一般工事の格付がA級であること。

ウ 平成23年度以降に鳥取県内で延べ床面積が500㎡以上の建物に係る建築工事（以下「同規模工事」という。）を元請けとして施工し、引き渡した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有すること。

エ 共同企業体の代表構成員は、次の要件を満たす者を工事期間中、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置できる者であること。

（ア）監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の検定に合格した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者であって、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者

（イ）直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加資格申請書の提出のあった日の3か月以上前から継続しているものをいう。）にある者

(4) 共同企業体の代表構成員以外の構成員の資格

ア 建設業法第3条第1項に規定する建築工事業に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

イ 共同企業体の代表構成員以外の全ての構成員は、次の要件を満たす者を工事期間中、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を専任で配置できる者であること。

(ア) 主任技術者にあつては、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級建築士又は二級建築士のいずれかの資格を有する者

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、入札参加資格申請書の提出のあった日の3か月以上前から継続しているものをいう。）にある者

3 本件入札に参加する場合の注意事項

(1) 代表構成員

共同企業体の代表構成員は入札、請負代金の請求等当該工事に関する事務について、各構成員を代表して行うものとする。また、三朝町は当該工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、全て代表構成員を相手方とし、代表構成員に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなすものとする。

(2) 有効期間

ア 共同企業体の有効期間は、入札の結果、三朝町が契約をした共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約の議決を得た日をもって終了するものとする。

イ 契約共同企業体の有効期間は、本件工事完了後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても本件工事にかし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

4 限定公募型指名競争入札の参加申請

本件工事に係る限定公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 限定公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式第3号）

エ 限定公募型指名競争入札参加資格報告書（様式第4号）

(ア) 代表構成員の同規模工事施工実績調書（様式第5号）

(イ) 配置予定技術者届出書（様式第6号）

(ウ) 工事経歴書（配置予定監理技術者）（様式第7号）

オ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第8号）

※ 申請書等の作成書式は、各自で三朝町ホームページに掲載されているものをダウンロード

すること。（掲載期間：公告の日から令和8年10月6日(火)まで）
三朝町ホームページ 財政課 入札情報・入札予定

(2) 受付期間

ア 提出期間及び時間 公告の日から令和8年10月6日(火)までの日（三朝町の休日を定める条例（平成元年三朝町条例第24号）第1条に規定する三朝町の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、ただし最終日は午後0時までとする。

イ 提出場所 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2
三朝町財政課（電話0858-43-3516）

ウ 提出方法 1部持参すること。

エ その他

（ア）申請書等の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された申請書等は、返却しない。

（イ）提出された申請書等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（ウ）申請書等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申請書等の提出があっても、指名されとは限らない。

5 入札参加者の選定

提出された申請書等に基づき、2に掲げる条件を具備する申請者の中から業者指名審査会に諮り審査し、本件の競争入札参加者を指名する。

6 本件入札の手続等

(1) 入札執行の期日 令和8年10月20日(火)

詳細な場所及び時間については、入札案内により通知する。

(2) 入札方法 紙入札

(3) 入札保証金 免除

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便又は信書便等による入札は認めない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札に際しては、入札額算定の基礎となる工事費等の算定内訳書を提出すること。

(8) 本件入札は、三朝町建設工事低入札価格調査制度要領（平成24年三朝町告示第25号）第4条に基づく調査基準価格、及び同要領第5条に基づく失格基準価格を設定する。

(9) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合、落札決定を保留し、低入札価格調査を行う。

(10) 調査基準価格を下回った入札者は、入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

- (11) 低入札価格調査の結果、最低の価格をもって入札した者であっても、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者を落札者とするところがある。
- (12) 落札者の決定方法は、6 (11) の場合を除き、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (13) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
- (14) 契約書の作成を要する。
- (15) 設計図書及び参考数量計算書の閲覧は、CDに焼き付けたものの配布をもってこれにかえるので閲覧担当課まで申し出ること。
- ア 閲覧担当課
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地 2
三朝町建設水道課（電話0858-43-3502）
- イ 閲覧申出の期間
公告の日から令和8年10月6日(火)までの日で休日を除く午前9時から午後5時まで
- (16) 現場説明会は行わない。
- (17) 本件入札に関する書類等に対して質問がある場合は、建設水道課に質問書（様式は自由）を提出すること。
- ア 受付時間
公布の日から令和8年10月9日(金)までの日で休日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法
電子メール（kensetsu@town.misasa.tottori.jp）
※事前に質問を行う旨を建設水道課に連絡すること。
電話番号：0858-43-3502
- ウ 質問に対する回答の閲覧
原則として三朝町のホームページにおいて閲覧に供する。
閲覧期間 令和8年10月16日(金)まで
- (18) その他
- ア 入札参加者が1共同企業体であっても入札を執行する。
- イ 本件工事の契約締結については、三朝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三朝町条例第2号）第2条の規定により三朝町議会の議決に付さなければならないため、落札後仮契約を締結し、三朝町議会の承認を得て本契約へ移行する。
- ウ 落札者の決定から本件工事の請負契約に係る議会の議決までの間、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、三朝町は落札者と本契約を締結しない場合がある。この場合において、三朝町は、一切の損害賠償の責めを負わない。

7 その他

(1) 1 から 6 までに定めるもののほか、三朝町会計規則（平成20年三朝町規則第13号）及び三朝町建設工事執行規則（平成20年三朝町規則第18号）の定めるところによる。

(2) 本件に係る照会窓口は、三朝町建設水道課（電話0858-43-3502）とする。

三朝町建設水道課
（電話0858-43-3502）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）